

全技連マイスター会の役員の弔意基準

全技連マイスター会の役員の弔意基準は、次のとおりとする。

- 1 全技連マイスター会定款第 12 条に定める役員が死去した場合は、会長名による弔電及び 1 万円の香料をお贈りする。
なお、香料に替わり花輪又は生花とすることができる。
- 2 この基準が成立するまでの間に役員が死去した場合にお贈りした弔電及び香料等については、この基準によるものとみなす。

附 則

- 1 この弔意基準は、平成 21 年 5 月 12 日から施行する。